

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年7月1日）及び資格取得日（同年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を90ドルとすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月1日から同年8月1日まで

私は、A事業所に昭和33年から平成9年1月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A事業所において昭和45年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年7月1日に同資格を喪失後、同年8月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は申立期間前後の期間において、勤務形態及び業務内容等に変化は無かったとしており、複数の同僚からもこれと符合する証言があり、申立期間当時、休職又は一時退職したこと及び雇用上の身分が変わったことをうかがわせる特段の事情も見当たらないことから、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、当時の事業主は死亡しているが、その後事業を承継した閉鎖時の事業主は、申立人について、申立期間を含む在籍期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の証明をしている。

さらに、A事業所に係る医療保険・厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間において申立人と同職種の同僚の厚生年金保険の記録は継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における申立期間前後の医療保険・厚生年金保険被保険者原票による標準報酬月額から、90ドルとすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に死亡しているため、申立期間当時の状況は不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

私は昭和29年8月から平成7年8月までの40年間、A事業所に勤務していた。B事業所に出向していた時期はあったものの、両社において継続して勤務していたので厚生年金保険の未加入期間が1月あるのは納得できない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB事業所の親会社であるA事業所が保管する人事記録により、申立人は申立期間を含む昭和45年2月1日から48年12月31日までB事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、B事業所は、昭和48年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、申立人及び複数の同僚は、「B事業所では、申立期間中も申立期間後も事業は継続しており、事業所の業務内容に変化はなく、厚生年金保険の被保険者資格の喪失等について事業主から説明を受けた記憶もないので、48年12月の厚生年金保険料は給与から控除されていたと思う。」と述べていることから、当該事業所は申立期間において、法人事業所であり、同日より後も引き続き5人以上の従業員が常時勤務していたとして、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間においてB事業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認め

られる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB事業所における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月1日から同年10月31日までに係る標準報酬月額  
は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと  
認められることから、当該期間の標準報酬月額を平成3年6月から同年9  
月までは15万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA事業所における資格喪失日は平成3年11月30日であ  
ると認められることから、厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正す  
ることが必要である。

なお、平成3年10月の標準報酬月額については、30万円とすることが妥  
当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から同年11月30日まで  
私が勤務していたA事業所での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が、  
平成3年10月31日となっているが、同年11月29日まで勤務していた。  
また、平成3年6月から同年9月までの標準報酬月額が9万8,000円  
となっているが、1か月の給料が10万円未満ということはなかった。  
このため、被保険者期間及び標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年6月1日から同年10月31日までに係る標準  
報酬月額については、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険  
の適用事業所でなくなった同年11月30日より後の4年3月2日付けで、  
3年6月から同年9月までの標準報酬月額が15万円から9万8,000円に遡  
って減額訂正する処理が行われたことが確認できる。また、申立人と同様  
にA事業所の社員であった82名の厚生年金保険被保険者についても申立  
人と同時期に標準報酬月額が遡及訂正処理されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、前述のような遡及訂正処理を行う合  
理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に  
ついて、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係  
る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年6月  
から同年9月までは15万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成3年10月31日から同年11月29日までについては、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によれば、申立人のA事業所における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年11月30日より後の4年3月5日付けで、遡って3年10月31日と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてA事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の資格喪失日に係る処理を遡って行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録が有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成3年11月30日に訂正することが必要である。

なお、平成3年10月の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、30万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成4年2月から同年9月までは44万円、同年10月から5年10月までは47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年11月30日まで  
私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、国（厚生労働省）の記録では、平成4年2月から5年10月までの報酬月額が26万円となっているが、26万円程度の低い給料ではなかったため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年2月から同年9月までは44万円、同年10月から5年10月までは47万円と記録されていたが、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）の後の6年2月21日付けで、遡って26万円に減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

また、申立人と同様にA事業所の社員であった30名の厚生年金保険被保険者についても申立人と同日に標準報酬月額が遡及訂正処理されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、前述のような遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録の訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成4年2月から同年9月までは44万円、同年10月から5年10月までは47万円に訂正することが必要である。

## 沖縄国民年金 事案 297

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで  
私は、昭和61年\*月頃結婚を機に将来のことを考え、国民年金の加入手続を行い、加入直後に送付されてきた昭和61年度の国民年金保険料の納付書で前納割引を利用して一括で納付した後、しばらくして申立期間の国民年金保険料の納付書が届いたので、61年5月か同年6月頃社会保険事務所(当時)の窓口で納付した記憶があり、申立期間の保険料の納付記録が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が申立期間当時居住していた市役所の磁気媒体における被保険者履歴によれば、昭和61年8月に職権により払い出されていることが確認できることから、制度上国民年金手帳記号番号が払い出される前の61年5月及び同年6月に国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が一括納付したとする昭和61年度の国民年金保険料前納割引制度は、61年4月末までに保険料を一括納付する被保険者に対して適用されていたことから、61年8月に国民年金に加入した申立人は当該年度においてこの制度を利用することができない上、申立人に係るオンライン記録によれば、申立人の62年度の国民年金保険料は前納割引された金額で納付されていることが確認できる。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 18 日から 42 年 6 月 10 日まで  
私は、B事業所を退職する前に、A事業所への就職の約束を取り付け、昭和 42 年 1 月 18 日にB事業所を退職した。  
同事業所を退職後すぐにA事業所に就職したが、申立期間について、私の厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所に入社する前に勤務していたB事業所の同僚の紹介で、その同僚と一緒にA事業所に入社した。」と主張しているところ、当該同僚は、申立人と一緒に勤務していたB事業所において昭和42年1月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年4月21日から同年6月8日まで別の事業所で同資格を有し、同年6月8日にA事業所において同資格を取得していることがオンライン記録により確認でき、申立人が同社において厚生年金保険被保険者の資格を取得した同年6月10日と同時期である。

また、A事業所に係る商業登記簿謄本によれば、同社は既に閉鎖されているため、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、「昭和42年4月にY校夜間部に入学することについて、あらかじめA事業所の承諾を得ていたので、同年4月以前に入社していた。」と主張しているところ、同校に昭和42年4月1日から43年9月30日まで在籍していたことが在籍証明証から確認できるものの、申立人のA事業所における入社時期については、申立人から氏名の挙げた同僚3名のうち一緒に入社したとする1名は既に死亡しており、残りの2名及び同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により連絡先が確認できた別の同僚5名に照会したが、申立人の入社時期を特定する具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 1 日から 56 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 7 月から 56 年 8 月まで、A 組合が経営する B 事業所に勤務し、A 組合に加入して出資金も納めたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及びA組合が保管する人事関係起案書により、申立期間において申立人が臨時職員としてB事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A組合は、「申立期間当時の事務系及び技術系職員については、採用時から3か月間は試用期間とし、その後約1年間は臨時職員として雇用しており、臨時職員の期間は厚生年金保険には加入させていなかった。申立人は申立期間当時、臨時職員であったので、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、前述の人事関係起案書によれば、申立人は就職時から退職時に至るまで臨時職員であったこと、及び申立人と同時期に採用された二人の同僚が臨時職員の期間を経た後に正職員となり、その時に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 1 日から 9 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間にA事業所に勤務していたが、国（厚生労働省）の記録では、申立期間における標準報酬月額は、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているので、当時の給与に見合った標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 8 年 1 月から同年 7 月までについては、申立人から提出された給料支払明細書から、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給されていたことが確認できる。しかし、当該給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額と一致している上、7 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 8 年 8 月から同年 9 月までの期間については、当該給料支払明細書により厚生年金保険料控除額が確認できる期間と同一の該当期間内であることから、当該期間と同額の厚生年金保険料が給与から控除されていたものと推認できる。

申立期間のうち、平成 4 年 9 月から 7 年 9 月までの期間及び 8 年 10 月から 9 年 3 月までの期間については、申立人から提出された普通預金口座の給与振込額によれば、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給されていたことが確認できるものの、当該額からオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を上回る厚生年金保険料控除額を推認することは困難である上、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかにオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。